

## 6 産地交付金について

地域の実情に即して策定された「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域振興作物の生産振興や戦略作物の生産性向上等を支援します。

### ◎交付対象者

下記作物を生産し実需者（JA等の販売先）へ出荷する販売農家や集落営農組織等

※産地交付金は国から地域に配分された金額内での交付となり、配分額に応じて作物ごとにバランスを取りながら地域の実情に即した単価設定を行います。交付単価は見込となります（この金額を担保するものではありません）。

※作付するだけでは交付金の対象となりません。必ず収穫後の出荷が必要です。

**【津山市設定】** ※令和5年産より、津山市全域で同一メニューとなりました。

振興作物名等	交付要件等	交付見込単価	
小麦の生産性（品質）向上	協議会が定めた収量や品質を向上させる技術要件のうち、2つ以上を実施	（収量に応じ） 2,000 円 / 10a ～8,000 円 / 10a	
麦わら連携	麦わらを飼料用として供給	5,700 円 / 10a	
小麦の大規模作付	1ha 以上の作付	5,700 円 / 10a	
黒大豆大規模作付	50a～1ha 未満	3,100 円 / 10a	
	1ha 以上の作付	6,200 円 / 10a	
白大豆大規模作付	1ha 以上の作付	3,300 円 / 10a	
米粉用米・加工用米の大規模作付	1ha 以上の作付	3,300 円 / 10a	
新規需要米等の低コスト栽培の取組	ドローン等による防除またはコーティング種子による播種の導入	2,400 円 / 10a	
黒・青大豆枝豆	出荷証明	表作	35,000 円 / 10a
		裏作	8,500 円 / 10a

振興作物名等		交付要件等	交付見込単価	
ピオーネ オーロラブラック 紫苑 シャインマスカット	1年目	出荷目的の作付 12月20日までの 植栽が対象	20,000円/10a	
	2年目		14,400円/10a	
	3年目		8,800円/10a	
ブロッコリー ジャンボピーマン アスパラガス(植栽1年目) 小豆・だるまささげ 白ネギ・なす・きゅうり		出荷証明	表作	13,600円/10a
			裏作	3,200円/10a
しょうが		出荷証明	表作	20,000円/10a
			裏作	5,700円/10a
採みつ用作物(蜜源レンゲ等)		今年度(令和5年 度)までの設定	表作	800円/10a
			裏作	400円/10a
二毛作助成 (戦略作物・そば・搾油用なたね)		主食用水稲や国が 振興する戦略作物 の裏作として出荷	裏作	8,500円/10a

※営農計画書には「白ネギ」と記入ください。「ネギ」は交付金の対象となりません。  
 ※二毛作について、主食用水稲との組み合わせの場合、表作が主食用水稲となり水稲  
 作付面積に加算されるため、転作面積とはなりませんのでご注意ください。

## 【岡山県設定】

振興作物名等		交付要件等	交付見込単価	
そば、搾油用なたね		契約に基づく取組 なたねは搾油目的の出荷 のみ対象	表作	20,000円/10a
耕畜連携助成		14 ページ参照	6,500円/10a	
飼料用米大規模作付助成		1ha 以上の作付を行う担 い手	表作	4,000円/10a ~7,500円/10a
新市場開拓用米		新規需要米取組計画書の 提出等	表作	20,000円/10a

## 耕畜連携助成について

飼料生産農家と畜産農家の連携を推進し、飼料生産の拡大を図るため、「資源循環」、「飼料用米の稲わら利用」、「水田放牧」の取り組みを行う飼料生産農家に対して助成します。

### ○交付対象者

耕畜連携を行う水田において、**飼料作物等を生産する農業者（耕種農家）**

### ○交付要件

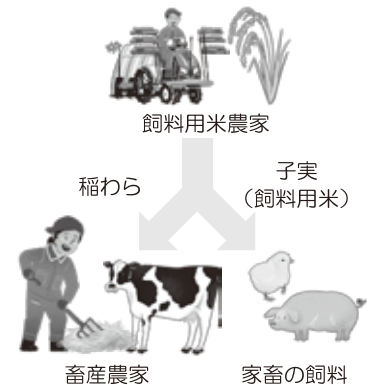
#### ①資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）

- ・飼料を給与された家畜の排せつ物から生産された堆肥を、その飼料を生産した水田に散布すること。
- ・堆肥を散布する水田が、堆肥散布者の自己経営地ではないこと。
- ・自己の堆肥および自己の散布でないこと
- ・飼料生産農家と堆肥散布者との間で、利用供給協定を締結していること。



#### ②飼料用米の稲わら利用（飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）

- ・稲わらを飼料として利用し、かつ子実を飼料用として利用すること。
- ・子実が主食用米等として流通しないよう適切な処理を講じること。
- ・刈り取り時期は出穂期以降とすること。
- ・飼料用米の生産農家と畜産農家との間で、1年間以上の利用供給協定を締結（自家利用の場合は自家利用計画を策定）していること。



#### ③水田放牧（水田における牛の放牧の取組）

- ・1ha 当りの放牧頭数が、成牛換算で2頭以上であること  
（おおむね24ヶ月齢以上の成牛または8ヶ月齢以上の育成牛とし、成牛1頭当り育成牛2頭とする）。
- ・地域における適正な放牧密度により放牧が実施されていること。
- ・放牧期間が成牛1頭あたり延べ90日以上であること。

※ 1つのほ場に①～③の取組を重複して行っても交付金額は変わりません。